

入札のご案内

素材公売（第2回）

入札日：令和5年6月26日（月）

水無山元土場



本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものです。

中越森林管理署

新潟県南魚沼市美佐島 61-8

TEL 025-772-2143

FAX 025-772-2635

令和5年度素材公売のご案内

拝 啓

日頃から中越森林管理署の業務運営に対しまして格別なご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、当森林管理署の**素材公売（第2回）**を**令和5年6月26日（月）**に実施することといたしました。

つきましては、販売物件を熟覧のうえ、公売にご参加していただきますようお願い申し上げます。

地域の林産業活性化のため、地域材を活用した木材利用の推進を図っていくことが大切であると考えておりますので、今後とも国有林材のご愛顧、ご愛用の程よろしくようお願い申し上げます。

当日の皆様方のご来署を心よりお待ちしております。

敬 具

中越森林管理署長 澤井 良一

公 売 公 告

令和5年6月16日

分任契約担当官

中越森林管理署長 澤井 良一

下記のとおり素材の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和5年6月26日（月）

入札開始 15時00分

締切 15時05分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

中越森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒949-6608

新潟県南魚沼市美佐島61-8 中越森林管理署 総務グループ

(2) 到着期限 6月23日（金） 17時00分必着。

上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「**素材公売入札書在中**」と**朱書**し、書留または配達証明でお送り下さい。なお、入札書の日付は**入札日当日**としてください。

4 入札物件

次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 産物の種類及び数量

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記

入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。
なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和5年7月6日（木）までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が60万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（**年利1.00%**）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

- ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。
- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
 - (3) 延納期限は、6ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を中越森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書の中越森林管理署長に提出して下さい。

1.4 搬出期間

搬出期間は次のとおりとします。

- (1) 50m³未満 10日間
- (2) 50～100m³未満 15日間
- (3) 100m³以上 20日間

1.5 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：中越森林管理署又は中越森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：中越森林管理署で閲覧して下さい。

中越森林管理（署・支署・事務所）のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/chuetu/index.html>

- (2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、中越森林管理署 業務グループ（資源活用

担当)へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

1.6 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙3)に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである」ことを証明します。
- (3) 発電用バイオマス証明は、売買契約書への記載をもって証明します。
- (4) 運搬に使用する車両が、運搬区間を走行できるか確認の上入札してください。
- (5) 予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。この場合、郵便入札を除き同物件へ応札した者のみ再入札に参加できます(再入札からの参加は出来ませんのでご注意ください)。
- (6) 契約後、納入告知書が財務省会計センターから発行され、落札者に送付されます。それをもって金融機関等で代金を納入してください。みなし引渡しの場合、納入により物件の搬出が可能となります。

1.7 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

中越森林管理署 業務グループ(資源活用担当)

電話番号 025-772-2143 FAX番号 025-772-2635

お知らせ

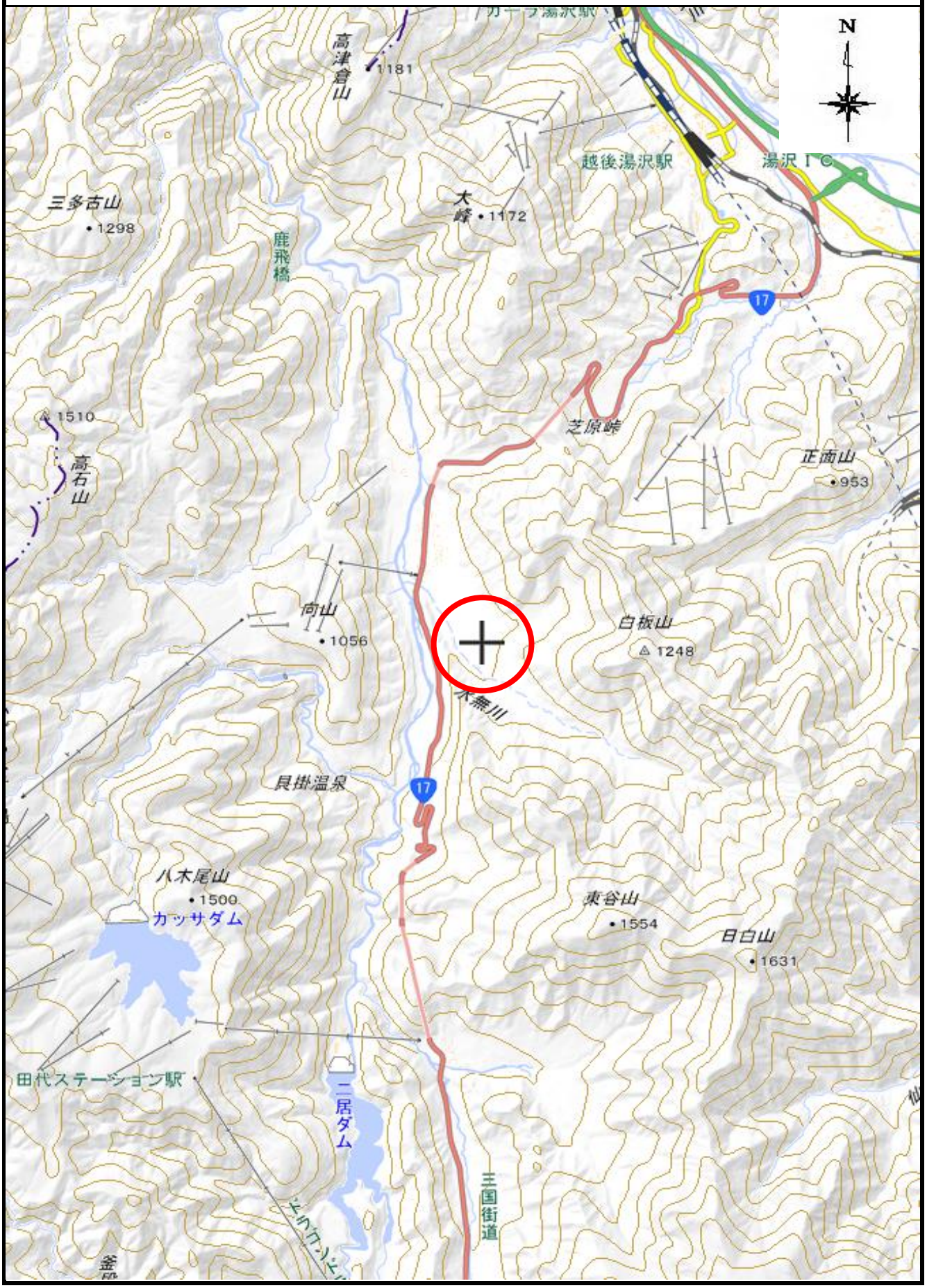
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「[発注者綱紀保持対策に関する情報等](#)」をご覧ください。

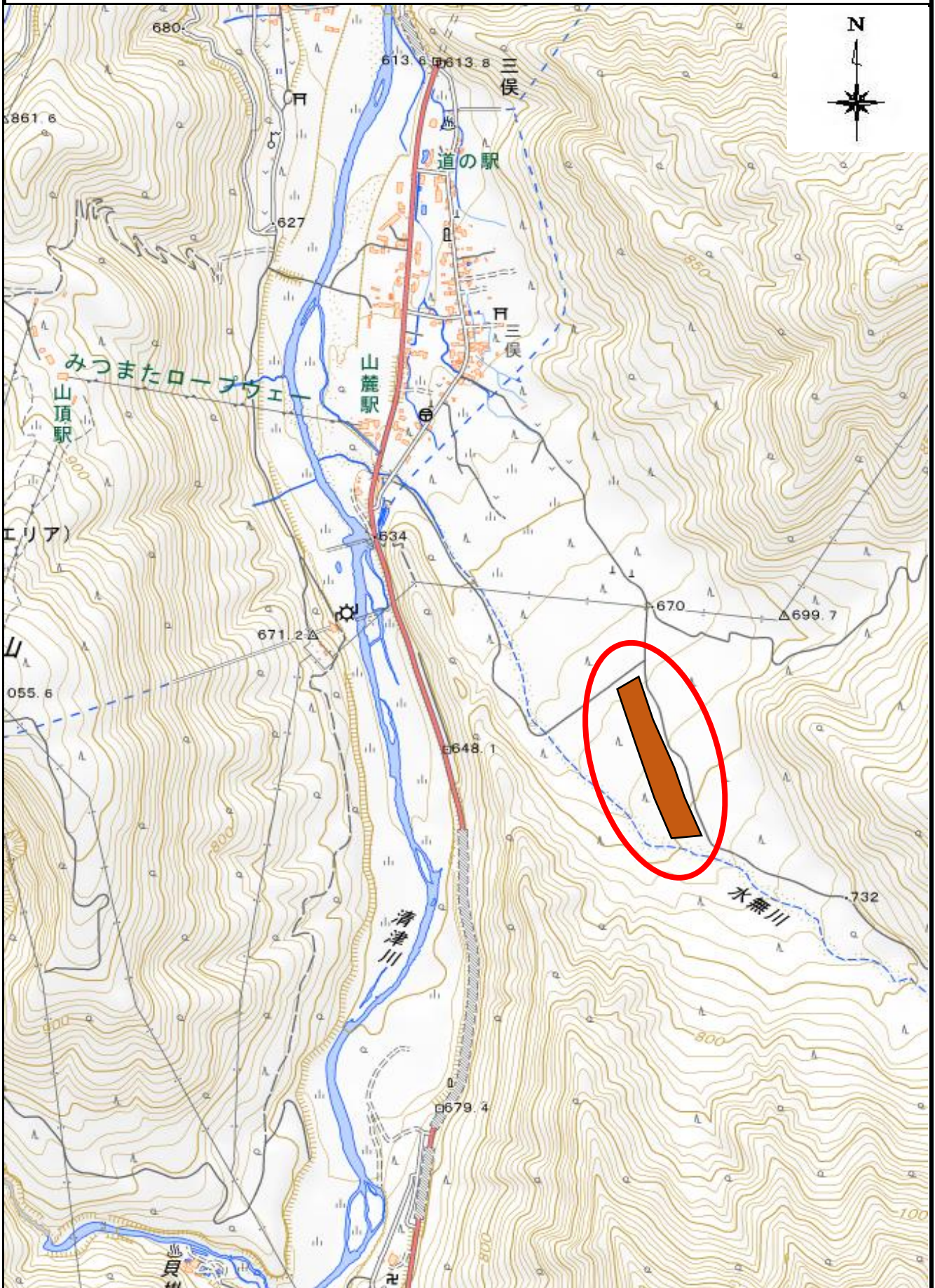
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

素材公売物件 位置図 (広域)

水無山元土場



素材公売物件 位置図 (詳細) 水無山元土場



椋山配置図

出入口

看板

水無土場 起点

1号物件

土樽（水無）林道

2号物件

3号物件

4号物件

5号物件

退避所

6号物件

7号物件

水無土場 終点

公売年度	入札番号	桧番号
R5	1	04-11013

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	備考
水無山元	04-11013	東谷山	スギ	49	一般材	4.00	16-18	中玉	10	1.188	0.232	毎木検知
						4.00	20-22	中玉	40	6.978	0.354	
						4.00	24-28	中玉	29	7.826	0.814	
						4.00	30-46	中玉	26	11.728	4.002	
						樹種計			105	27.720	0.264	
						桧計			105	27.720	0.264	

入札枚数	入札者氏名	入札金額

公売年度	入札番号	桧番号
R5	2	04-11012

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	備考
水無山元	04-11012	東谷山	スギ	49	短尺材	2.00	16-18	中玉	113	6.617	0.116	毎木検知
						2.00	20-22	中玉	89	7.749	0.177	
						2.00	24-28	中玉	35	4.329	0.407	
						2.00	30-34	中玉	4	0.796	0.616	
						樹種計			241	19.491	0.081	
						桧計			241	19.491	0.081	

入札枚数	入札者氏名	入札金額

公売年度	入札番号	桧番号
R5	3	04-11014

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	備考
水無山元	04-11014	東谷山	スギ	49	短尺材	2.00	16-18	中玉	112	6.650	0.116	毎木検知
						2.00	20-22	中玉	95	8.195	0.177	
						2.00	24-28	中玉	46	5.932	0.407	
						2.00	30-36	中玉	7	1.364	0.644	
						樹種計			260	22.141	0.085	
						桧計			260	22.141	0.085	

入札枚数	入札者氏名	入札金額

公売年度	入札番号	桧番号
R5	4	04-11015

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	備考
水無山元	04-11015	東谷山	スギ	49	短尺材	2.00	16-18	中玉	132	7.824	0.116	毎木検知
						2.00	20-22	中玉	100	8.510	0.177	
						2.00	24-28	中玉	44	5.698	0.407	
						2.00	30-34	中玉	7	1.387	0.616	
						樹種計			283	23.419	0.083	
						桧計			283	23.419	0.083	

入札枚数	入札者氏名	入札金額

公売年度	入札番号	桧番号
R5	5	04-11016

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	備考
水無山元	04-11016	東谷山	スギ	49	短尺材	2.00	16-18	中玉	123	7.253	0.116	毎木検知
						2.00	20-22	中玉	120	10.535	0.177	
						2.00	24-28	中玉	52	6.530	0.407	
						2.00	32-34	中玉	2	0.436	0.436	
						樹種計			297	24.754	0.083	
桧計			297	24.754	0.083							

入札枚数	入札者氏名	入札金額

公売年度	入札番号	桧番号
R5	6	04-11017

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	備考
水無山元	04-11017	東谷山	スギ	49	短尺材	2.00	16-18	中玉	149	8.873	0.116	毎木検知
						2.00	20-22	中玉	98	8.486	0.177	
						2.00	24-28	中玉	54	6.782	0.407	
						2.00	30-44	中玉	8	1.962	1.551	
						樹種計			309	26.103	0.084	
桧計			309	26.103	0.084							

入札枚数	入札者氏名	入札金額

公売年度	入札番号	桧番号
R5	7	04-11018

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	備考
水無山元	04-11018	東谷山	スギ	49	短尺材	2.00	16-18	中玉	78	4.650	0.116	毎木検知
						2.00	20-22	中玉	83	7.269	0.177	
						2.00	24-28	中玉	67	8.651	0.407	
						2.00	30-34	中玉	8	1.516	0.616	
						樹種計			236	22.086	0.094	
桧計			236	22.086	0.094							

入札枚数	入札者氏名	入札金額

入札番号：1 椋番号：04-11013 樹種：スギ（一般材） 材積：27.720m³



入札番号：2 椋番号：04-11012 樹種：スギ（短尺材） 材積：19.491 m³



入札番号：3 桧番号：04-11014 樹種：スギ（短尺材） 材積：22.141m³



入札番号：4 桧番号：04-11015 樹種：スギ（短尺材） 材積：23.419m³



入札番号：5 桧番号：04-11016 樹種：スギ（短尺材） 材積：24.754m³



入札番号：6 桧番号：04-11017 樹種：スギ（短尺材） 材積：26.103m³



入札番号：7 桧番号：04-11018 樹種：スギ（短尺材） 材積：22.086m³



委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3 委任期間

年 月 日から 年 月 日

年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
中越森林管理署長 殿

入 札 書 (例)

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

年 月 日

分任契約担当官

中越森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。